



令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施要領  
中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導

北海道技能振興コーナー

1 事業の目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能者尊重機運の醸成等を図ることを目的とするものです。

2 実施機関

北海道技能振興コーナー（北海道職業能力開発協会）（以下「コーナー」という。）

3 事業実施内容（ものづくりマイスター派遣事業）

(1) 派遣事業の概要

若年技能者の人材育成に資する実技指導を行う中小企業や工業高校等（以下「派遣対象企業等」という。）にコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

(2) 実技指導（派遣）の対象

①派遣対象企業等

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
- ・ 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む。）
- ・ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）

※自社内訓練や企業グループ内訓練と見なされる場合には、ものづくりマイスターの派遣は行いませんのでご留意願います。具体的には、ものづくりマイスターの所属する企業又は企業グループ（親会社及び会社法第2条3項に規定する子会社）である場合など、実情を確認して判断します。

※大企業など上記の派遣対象以外については、「5必要経費」の全てを当該大企業等が負担する場面に限り、ものづくりマイスターの派遣指導を行うことができます。

②指導対象者

主に15歳から35歳未満の若年技能者とします。

(3) 実技指導の内容

派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて、柔軟に設定します。

（中小企業・業界団体は技能検定2～3級程度、工業高校等は技能検定3級程度のレベルを目安とします。）

※技能検定試験の課題や技能五輪全国大会の競技課題をベースにした指導に限られるものではありません。

※ITの実技指導については、ワード、エクセル等のオフィスソフトウェアの使用方法など事務・事業を行う上で一般的に必要な知識・技能の付与を目的とする派遣指導は行いませんのでご留意願います。

(4) 指導回数等

区分	指導上限回数	備考
工業高校等の学生	専攻科毎に6回まで	○1回当たりの実技指導の時間は、3時間を目安とします。 ○指導回数は、日程都合上希望に沿えない場合があります。
その他の技能者	12回まで	

4 実技指導の依頼と決定

(1) 実技指導を希望する派遣対象企業等はコーナーに別紙「ものづくりマイスター派遣依頼書」を提出してください。

(2) コーナーは依頼書に基づき、ものづくりマイスターの派遣を決定し、依頼者及び派遣するものづくりマイスターに派遣内容等を通知します。

(3) なお、コーナーによる経費の負担の無い派遣対象企業（5必要経費（2）関係）においては、指導希望内容に適当なマイスターを紹介しますので、当該マイスターの了解を得た後、指導日、具体的な指導内容、謝金の支払い、材料費の購入等は依頼する方とマイスターとの間で個別に打ち合わせ、実技指導を実施してください。

## 5 必要経費

### (1) 実技指導に要する経費

派遣を依頼した派遣対象企業等は、次の経費を負担する必要があります。

支払いは、実技指導を依頼する機関がものづくりマイスター又は債権者に直接支払います。

#### ①謝金

区分	単価／1時間	上限金額（3時間）
ものづくりマイスター	6,710円（税込）／1時間	20,130円（税込）
補助者（1名のみ）	2,970円（税込）／1時間	8,910円（税込）

#### ②旅費

実技指導を行う会場までの交通費

#### ③材料費

実技指導に要する材料費及び材料運搬費（依頼者自らが調達、契約）

### (2) コーナーによる経費の負担

**R3年度及びR4年度に本事業による派遣指導実績がない派遣対象企業等は、次のとおりコーナーが経費（金額）を負担します。** 支払いはコーナーがものづくりマイスター又は債権者に直接支払います。

※派遣指導実績とは、中小企業・業界団体においては事業所単位、工業高校等学校は専攻科が異なるものを1単位とします。

#### ①謝金

区分	単価／1時間	上限金額（3時間）
ものづくりマイスター	6,710円（税込）／1時間	20,130円（税込）
補助者（1名のみ）	2,970円（税込）／1時間	8,910円（税込）

#### ②旅費

実技指導を行う会場までの交通費（コーナーの規定により算出した額）

#### ③材料費

対象者1人1回当たり1,650円（税込）を上限にコーナーが負担。

※北海道職業能力開発協会あての納品書・請求書、及び契約金額が3万円以上の場合には見積書の添付が必要となります。「6報告事項」の報告に合わせて提出してください。

## 6 報告事項

### (1) 実技指導終了後、依頼した機関は次のとおり実績等を報告してください。

①実技指導の実施状況（実施風景・写真のコピー）

②アンケート（別紙）

- ・第1号 企業・業界団体・教育訓練機関用
- ・第2号 生徒・技能者等受講者用

## 7 その他

### (1) R4年度の委託要領の改正について

**国は新規企業等における派遣指導の活用を促し、中小企業等の若年者技能者育成を広く行うことを目的に、2年連続（令和3年度及び令和4年度）して指導を受ける派遣対象企業等は、謝金等を負担するよう改正したのでご理解願います。**

### (2) 傷害保険について

受講生及び講師を被保険者とする傷害保険に加入します。（コーナー負担）

### (3) 問合せ先等

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー） 担当：末廣

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

※各種資料も上記メールアドレスあてご請求ください。